

技能実習制度廃止を口実にした入管法改悪に反対する声明

2022年7月8日

外国人技能実習生問題弁護士連絡会

外国人労働者弁護団

入管を変える！弁護士ネットワーク

1 出入国在留管理庁の見解

出入国在留管理庁（以下「入管」）は、2021年12月21日公表の「現行入管法上の問題」の2頁において、「日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会を実現するためには、受け入れる側の日本人が、共生社会の実現について理解し協力するよう努めていくだけでなく、受け入れられる側の外国人もまた、日本のルールの理解に努め、守っていくことが必要である。」と述べている。前後の記載からすれば、ここでいう日本のルールとは入管法上のルールのことを指すだろう（入管が外国人にのみ守ることを求めるそれ以外の「ルール」は無い。）。この入管法上のルールには、日本政府が拡大させ続けてきた短期ローテーションの外国人労働者受入制度である技能実習制度、2018年法改定で新設された特定技能制度における在留期間上限のルール等も含まれるだろう。特定技能創設時も含め「移民政策ではない」と繰り返し述べている日本政府にとって、短期ローテーションの堅持は重要な建前となっている。

つまり、入管は、短期ローテーションの循環から外れて在留資格を失ってしまった外国人を確実に送還する手段が必要であり、その手段が2021年に事実上の廃案となった入管法改定案だと述べているのである。外国人労働者受入を維持する前提としての入管法「改悪」が必要という論理である。

この論理は、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議が2022年6月14日に決定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）」に

においても、「共生社会の基盤としての在留管理体制の構築」の項で「技能実習制度の更なる適正化」「失踪技能実習生対策」と「不法滞在者等への対策強化」「送還忌避者の更なる送還促進に向けた体制整備、退去強制手続の一層の適正化のための早期の法整備」が並列の課題とされていることにも現れている。

2 外国労働者人受入制度のあり方と入管法改悪は結びつかない

外国人労働者受入は、外国人労働者の人権侵害をいかに防止するかという観点から検討されなければならない。技能実習制度等の短期ローテーション受入制度は、定住化を防ぐことを趣旨とするものである。しかし、初めから定住化の機会を制限し、「移民政策ではない」と述べ続けることは、「人」を受け入れるという観点が欠如しており根本において誤っている。この根本的な誤りを正し、外国人労働者が日本社会で共生可能な受入制度が構築されなければならない。

これに対し、入管法改悪法案は、つまるところ入管の裁量・権限をより拡大させようとするものであった。共生社会の実現とは真っ向から反するものである。

したがって、外国人労働者受入制度のあり方と入管法改悪法案とは、全く結びつくものではなく、あるべき外国人労働者受入制度を構築するためには、入管法改悪法案は不必要かつ有害である。

3 技能実習制度は即刻廃止されなければならない

構造的に人権侵害を生み出す技能実習生制度を即刻廃止されなければならないことは数多く指摘されてきたところであるが、本声明においても改めて即刻廃止を求める。

なお、法務大臣は、6月30日、技能実習生制度の見直しについて「持続可能な制度にしなければならない」、「論点を7月に発表する」と述べているが、制度を存続させたうえでの改善など不可能であることは、2度の「改善」（2009年の入管法改正、及び2016年の技能実習法の制定）を経ても人権侵害が止まないことから明らかである。

また、上記と同様、技能実習制度の廃止と入管法改悪法案は全く結びつかないもの

であり、技能実習制度は即刻廃止されなければならない。

4 入管法「改悪」に反対する

入管法改悪法案に対しては、全国45もの弁護士会連合会・弁護士会から延べ約60にも上る反対意見が表明され、その他にも様々な団体からの反対声明、多くの市民が声をあげるなどした結果、事実上の廃案となった。

報道等により明らかになっているように、入管の裁量・権限を適切に抑制し、その監視体制を構築することが喫緊の課題である。しかし、同改悪案は、そうした課題の解消が一切無く、むしろ裁量・権限を拡大させるものであり、完全に廃案とされるべきものである。

以上